

大 学 間 交 流 協 定

平成 30 年 5 月 1 日現在：庶務

番号	大 学 名	国 名	交 流 内 容
1	ハルビンコウテイダイガク 哈爾濱工程大学 (元ハルビン船舶 工 学院)	中 国	1979. 9. 15 学術交流友好協力関係樹立協約書 調印 (ハルビン船舶工程学院) 出版物の相互交流、教授派遣、共同研究等。覚書あり→学習・見学の奨励等 ----- 2000. 7. 19 学術・教育交流協定書 調印 (有効期間 5 年) 廃止の意思を表明しない場合は自動更新 教職員の交流(2)学生の交流(3)学術資料、刊行物及び学術情報の交換(4)共同研究 学生交流に関する覚書 (交換留学生について)
2	レイナンリコウダイガク 嶺南理工大学	韓 国	2003. 2. 11 交流協力協定書 調印 国境を越えた教育と地域連帯による相互発展を通して、両国の文化交流と国際教育への貢献を約束する  ①両大学は、教育に関する資料と情報等の共有や交換を可能ならしめることに同意する。 ②両大学は、教職員が相互訪問できる機会を設けるとともに、両大学の教育プログラム等に参加あるいは貢 献できる方法を模索する。 ③両大学の学生、教員と職員そして市民の利益のため、海外留学プログラムの発展を目指し協力することに 同意する。  両大学は、これから始まる新しい時代、すなわち、教育が急速にグローバル化し、全世界が似通った政治的、 経済的な目的により連携し、全ての技術が開放的でしかもあらゆる情報が地域や国境を越えて瞬時にやり取 り できる新しいネットワークの時代を迎えるにあたり、この歴史的時代に、在校生、教職員のみならず市民に 国 際文化教育の機会を提供する為に協力するものとする。
3	ニントクガクエン 仁徳学園	韓 国	2004. 6. 8 協定書 調印 (有効期間 1 年間) 相互異議がない場合は自動更新 法人間協約 日韓両国間の友好を促進し、教育および文化の交流拡大のため ①留学生の派遣および受け入れを相互協力の下に実施する。 ②前項を実施するためにください具体的な細則を定める。

4	コジェダイガク 巨済大学	韓 国	2005. 2. 28 協定書 調印（有効期間 1 年間） 相互異存がない場合は自動更新 日韓両国間の友好を促進し、教育および文化の交流拡大のため ①留学生の派遣および受け入れを相互協力の下に実施する。 ②前項を実施するためにください具体的な細則を定める。
5	テンシンリコウダイガク 天津理工大学	中 国	2005. 3. 3 交流協力協定書 調印（有効期間 1 年）相互協議により新規協定可。異議がない場合は自動的に 1 年ずつ延長する。 ① 教育に関する資料と情報等の共有や交換を可能ならしめる。 ② 教職員の相互訪問及び両大学の教育プログラム等への参加あるいは貢献できる方法を模索する。 ③ 両大学の学生、教職員、市民の利益のため、海外留学プログラムの発展を目指し協力する。
6	エンタイナンザンガクイン 煙台南山学院	中 国	2015. 11. 24 教育及び学術研究交流に関する友好関係協定書 調印（有効期間 5 年）その後は双方の合意により 延期を判断。但しどちらか一方からの 6 ヶ月以上前の書面通告をもって失効する。 相互の教育協力と交流による国際的な人材育成ならびに教員の研究交流促進を図るため ① 大学院教育プログラム ② 学部教育プログラムと組合せた大学院教育プログラム ③ 日本語教育及び学部プログラム ④ 学部交換留学プログラム ⑤ 中国への日本語教師派遣
7	イスタンブール      ゲリシム Istanbul      Gelisim University	ト ル コ	2015. 11. 27 協定書 調印（有効期間 5 年）どちらかが次の期間の契約前に、合意した契約期間満了の少なくとも 3 ヶ月前から書面での契約終了を他方に通知しない限り自動的に 3 年間期間延長できる。 ① 教育プログラムにおける技術革新に関する情報交換 ② 教員と学生の相互交流 ③ コンテスト、展示会、会議及び文化的なイベントの共同開催 ④ 大学院生や研修生の相互派遣 ⑤ 共同研究 他

8	サントウカイジシヨクギョウガクイン 山東海事職業学院	中 国	<p>2016.7.6 教育及び学術交流に関する友好関係協定書 両校の代表が署名した時点で効力を有する。両大学の協議によって改正若しくは廃止をすることができる。なお、この協議を廃止する場合には3箇月以前に相手方に通知しなければならない。</p> <p>① 国際教育交流における学生の研修及び交換プログラムの実施と協力 ② 学術研究交流における教員の共同プログラムの実施と協力</p>
9	サントウカイヨウカギダイガク 山東海洋科技大学	中 国	<p>2016.7.6 教育及び学術研究交流に関する友好関係協定書 双方の代表が署名した時点で効力を有する。双方の協議によって改正若しくは廃止をすることができる。なお、この協議を開始する場合には3ヶ月以前に相手方に通知しなければならない。</p> <p>「山東海洋海技大学」の創立と発展、並びに日中双方の高等教育における交流を促進するため</p> <p>① 教員及び学生の交流を促進 ② 教育研究や学術分野における情報交換</p>
10	ワイインコウガクイン 淮陰工学院	中 国	<p>2017.9.2 博士共同育成に関する協定書 本協定書は双方が各2部を持ち、調印後に有効とする。その他の事項は協議によって解決し、必要となるときに、別の補充協定を調印する。</p> <p>① 共同育成博士学生の育成法案を制定し学位を授与 ② 中国側より教員を共同育成博士指導員として招聘 ③ 博士学生を共同指導するとともに、連盟で論文を発表し、特許を申請</p>
11	グローバル ユニバーシティ Glocal University	イ ン ド	<p>2018.2.3 Glocal University (GU) MBAプログラムの一部の課程をNiASで実施する合意書 双方協力して、インドおよび他国からの留学生のための質の高いMBAプログラムを構築することに合意する。本合意に基づき、GUは2018年から2020年に実施するMBAプログラムに関して、本学と協議を開始することができる。</p> <p>① プログラム1年目：インドGUで学修 2年目：日本NiASで学修とインターンシップ ② プログラム修了者が日本国内外の日本企業の求人資格を取得、または起業することが出来るよう教育</p>